

SAGA

市報 さが

平成14年 **4** 月15日号／No.820

CONTENTS

2・3 西城内のマンション建設予定地の買収について

4・7 佐賀市健康づくり計画
『いきいきさがし21』を策定しました

9・10 平成14年度
市税の納期がはじまります

18・19 平成14年度の
65歳以上の方の介護保険料

13・16 e-ガイド～佐賀市環境報告書～

24 佐賀市歴史探検



きれいな川がいいね!

河川浄化に対する意識を高め促進していくことを目的に、河川愛護
ポスターコンクールを行いました。

739点の応募の中から、金賞に4作品が選ばれました。



市報さがは再生紙100%を使用しています。

西城内のマンション

建設予定地の買収について

西城内のマンション建設予定地の買収交渉が難航し、市民の皆さんにご心配をおかけしていましたが、このたび、買収の契約ができましたので、その経過などについてお知らせします。

◇契約の内容

契約は、マンション事業者である作州商事㈱ではなく、元の土地所有者と佐賀市土地開発公社で行われました。

買収金額は市が作州商事㈱との交渉の中で示した最終の提示額約3億8千万円より安い約2億7千万円となりました。

◇その後の経過

当初の買収交渉の相手側は、マンション事業者である作州商事㈱でしたが、元の土地所有者と作州商事㈱との売買契約が履行されていなかったことから、市は元の土地所有者に対して、直接買収を申し入れました。

元の土地所有者は作州商事㈱と適法に契約を解除し、4月4日に市と新たに契約を締結されました。

◇買収する必要性

城内地区の景観は何百年の間、私たちの祖先が守ってきた佐賀市民の誇るべき貴重な財産であり、これからもこの景観を守り続ける必要があります。

住民の方々からの建設反対の陳情書にも、自らの土地に対して建築物の高さに規制をかけることを認められており、地域住民の皆さんのこの地域にかける深い思い入れがあります。

◇買収した土地の活用

この土地の活用方法については、今のところはっきりとした方針を決めていませんが、この土地を購入した意義を踏まえ、関係者のご意見を伺いながら、どのように活用していくのか考えます。

◇城内地区における今後の

景観保全のための取り組み

このたびは市民の皆さんの声を受けて市がマンション建設予定地を買収するという選択を行いました。今後も城内地区において、またこのような問題が生じる恐れもあります。

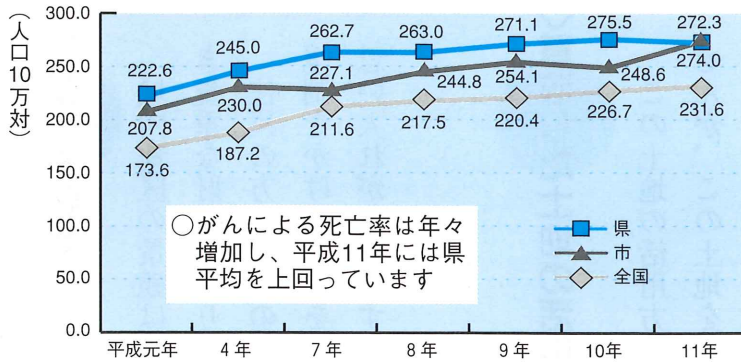
そこで市としては、この地区の景観保全を行うため、建築物の高さを規制する都市計画法に基づく「高度地区」の指定および景観保全をより実のあるものにするため、佐賀市都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」の指定の作業を進めていますので、皆さんのご協力をお願いします。

『いきいきさがし21』を策定しました

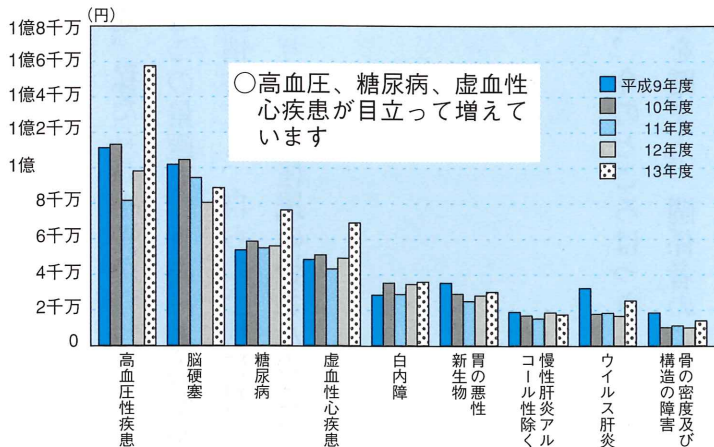
市では、生活習慣病による死亡割合が6割を超え、特に「がん」による死亡は全国、県より多くなっています。がんをはじめとする生活習慣病は健康的な生活習慣の形成・改善によって、ある程度予防することが可能です。

この計画では、市民の皆さんの健康状況をふまえた市民の方の健康の実現のための目標と、個人の健康づくりを支援するための主な取り組みを示し、2010年の市民像を目指して推進していきます。

がんによる死亡率の年次推移



国民健康保険医療統計



すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

壮年期死亡の減少
健康寿命の延伸
生活の質の向上

計画の推進

基本方針

- ①一次予防の重視
- ②二次予防の推進
- ③健康づくり支援のための環境整備

佐賀市健康づくり計画

『いきいきさがし21』

計画期間
2002～2010年度

健康であることを実現するための7つの分野の目標の推進と

栄養
食生活身体活動
運動休養
心の健康

たばこ

アルコール

歯の健康

健康診査

4つの

重点項目

への取り組み

健康づくりのための
7つの分野の目標

- 1 自分に合ったバランスのよい食事をおいしく食べよう
- 2 運動やスポーツを積極的に楽しもう
- 3 適度に休養をとり、上手にストレスを解消しよう
- 4 たばこを吸わないでさわやかな息でいよう
- 5 節度ある適度な飲酒を楽しもう
- 6 きちんと手入れし、おいしく噛める歯でいよう
- 7 定期的に健康診断を受け、健康管理に役立てよう

さらに

佐賀市民の健康課題から4つの重点項目を定めました

肥満
予防

佐賀市民は高血圧や糖尿病などになる人が年々増えています。
肥満を予防することは、これらの生活習慣病の予防に効果的です。

市民の目指す姿 → いきいき動ける軽やかな身体をめざそう

- ①自分の適正体重を知って、食事と運動に気をつけよう
- ②毎日決まった時間に体重をはかろう
- ③朝食を毎日食べよう
- ④日ごろから意識的に歩くようにしよう

市民の皆さんが取り組みやすいようにこんなことをします

- ※BMI（体格指数）の計算方法や肥満になりにくい食事についての知識を普及します
- ※ダイエットしたい人を支援する教室、講座などを開催します
- ※年齢や体力に応じた健康・体力づくりのため施設を整備します

たばこ

佐賀市は、たばこの関連が強いといわれているがんによる死亡や高血圧、虚血性心疾患などになる人が年々増加しています。

市民の目指す姿 → たばこを吸わないでさわやかな息でいよう

- ①人前でたばこを吸わないようにしよう
- ②やめたい人は専門家に相談しよう
- ③新たにたばこを吸い始めないようにしよう
- ④妊娠中は、たばこを吸わないようにしよう

市民の皆さんが取り組みやすいようにこんなことをします

- ※禁煙希望者に対する「禁煙支援プログラム」を推進します
- ※未成年者及び妊婦に対する喫煙防止教育を行います
- ※公共施設、公的施設の分煙・禁煙を推進します

歯
の
健
康

佐賀市は、3歳児の一人平均むし歯数が全国平均を大きく上回り、成人歯科健診においても、指導や治療が必要とされる人が増えています。

市民の目指す姿 → きちんと手入れし、おいしく噛める歯でいよう

- ①時間をかけてていねいにブラッシングしよう
- ②年に1回は歯の定期健診を受けよう
- ③歯周病になりやすい生活習慣を改めよう

市民の皆さんが取り組みやすいようにこんなことをします

- ※成人・乳幼児の歯科保健教室を開催します
- ※ほほえみ健診時に、成人歯科健康診査を同時に実施します
- ※子ども連れでも行きやすい歯医者さんマップを作成し、配布します

健
診
査

心疾患、がんなどの生活習慣病は健診などにより早期発見・治療できれば、悪化を防ぎ生活の質の低下を最小限に食い止めることができます。佐賀市の健診受診率は全国平均に比べかなり低くなっています。

市民の目指す姿 → 定期的に健康診断を受け、健康管理に役立てよう

- ①年1回は健康診断と、がん検診を受けよう
- ②健（検）診結果を健康管理に役立てよう
- ③「要精密検査」の通知を受けたら必ず受診しよう

市民の皆さんが取り組みやすいようにこんなことをします

- ※健（検）診連続受診者への特典を設けます
- ※骨粗しょう症検診を導入します
- ※職場健診へのC型肝炎抗体検査導入を推進します

みんなで『いきいきさが市民』をめざそう!!

できる
ことから
はじめよう!



生活の中での
実践



目標・指標
の中間評価
計画の見直し
2005年度



新たな実践



最終評価
2010年度

【現在の市民像】

現在の佐賀市民はこんな感じですが…

歯

- 定期的な歯石除去や歯みがきの
個人指導を受けていない人 54.8%
- 歯みがき回数 1日1回以下 30.0%
- 成人歯科健診結果 要精査 6.3%
要治療 82.2%
- 進行した歯周疾患のある人 61.3%
(CPITN2以上)
- 3歳児1人平均う歯数 2.67本
(佐賀市3才児健診より)

たばこ

- 喫煙率 24.4%
 - 男 43.2%
 - 女 10.5%
- 禁煙について
 - 関心はあるが今のところ
考えていない 68.4%
 - 関心がない 17.8%
 - 近々禁煙予定 7.8%

食生活

- 平均BMI 22.9%
- BMI 25.0以上の人
 - 30代男 27.3%
 - 40代男 31.0%
- 加糖の清涼飲料水を1日1本以上
飲む人
 - 20代男 41.4%
 - 30代男 52.7%
- 朝食を欠食することがある人
 - 男 23.0%
 - 女 15.0%
- 緑黄色野菜を毎日食べない人
 - 男 71.8%
 - 女 59.0%

砂糖入り缶コーヒー、ジュースなど

- 1日1本以上飲む人
 - 男20代 41.4%
 - 30代 53.6%
- 1日2本以上飲む人
 - 男20代 19.0%
 - 30代 22.7%

血圧異常

- 25.6%
- 要指導(a) 18.5%
- 要指導(b) 4.8%
- 要医療 2.3%

昨年1年間の健診

- 受けた 63.4%
- 受けていない 3.4%
- 受診していない理由
 - 忙しくて時間がない 34.4%
 - 忘れてしまった 34.4%

総コレステロール値異常

- 45.2%
- 要指導(a) 20.7%
- 要指導(b) 13.6%
- 要医療 10.9%

血糖値異常

- 9.9%
- 要指導 4.1%
- 要医療 5.8%

肝機能異常

23.3%

運動

- 意識的にからだを動かすよう
心がけている人 69.8%
- 心がけていない人
 - 20代女 45.6%
 - 30代女 44.1%
- 定期的に行っていない人
 - 男 59.6%
 - 女 70.1%

アルコール

- 1日3合以上飲む人
 - 男 7.2%
 - 女 2.7%
- 眠りのための飲酒 30.1%

休養・こころの健康

- 仕事や日常生活でストレスを感じる人 71.8%
- 睡眠による休養がとれていない人 20.8%



将来の市民像

自分ができることを実行して2010年にはこんな姿をめざします！

たばこ

は吸わない

歯

- ・時間をかけてていねいにブラッシングしている
- ・歯の定期健診や歯みがき指導を受けている
- ・歯周疾患はない

健康診査

- ・年1回健診を受けている
- ・年1回がん検診を受けている
- ・健診結果は健康手帳に記入し、経過がすぐ分かるよう工夫している

血圧

定期的に測定し、管理中

総コレステロール値

定期的に受診し、管理中

血糖値

定期的に受診し、管理中

肝機能

定期的に受診し、管理中

アルコール

- ・晩酌はビール（中びん）1本程度
- ・週1日は休肝日をもうけている

食生活

- ・毎日決まった時間に体重を測り、記録している
- ・BMI 22
- ・朝食は毎日食べよう
- ・野菜料理が好物
- ・砂糖入り缶コーヒー・ジュースなどはたまに飲む程度である
- ・うす味好みである

運動

- ・日頃から意識的に歩くようにしている
- ・週3～4回ウォーキングを楽しんでいる

休養・心の健康

- ・夜12時前には寝るように努めている
- ・1日のうちでの楽しみは子どもと遊ぶ時間である
- ・ストレスは、人と話したり、運動することで解消している

【問い合わせ】

健康づくり課 健康企画係

☎ 40・7280

FAX 34・4549

E-mail kenko@city.saga.saga.jp

4月1日から

次の行政部署は、iスクエアビルの4階に移りました。

(新)

課 名	部 署	業務内容	電 話	ファクス
秘書課	国際交流室 (国際交流協会含む)	姉妹・友好都市との交流、佐賀市在住外国人の支援、その他国際交流に関すること	40・7023	40・2050
総務課	男女共同参画室	「男女共同参画社会の形成」を目指して取り組む事業に関すること	40・7014	
	消費生活係 (消費生活相談を含む)	消費者行政に関すること、消費生活相談に関すること	40・7087	
	市民活動推進係	ボランティア、市民活動、NPOに関すること	40・7078	

(旧)

【市役所2階秘書広報課】

国際交流室（佐賀市国際交流協会を含む）

【市役所1階市民相談室】

男女共同参画室

消費生活係（消費生活相談を含む）

市民活動・NPO担当

市民活動支援事業に係る説明会および意見交換会

日 時 4月24日(水) 19時～21時

場 所 市民活動センター5階 大・中会議室

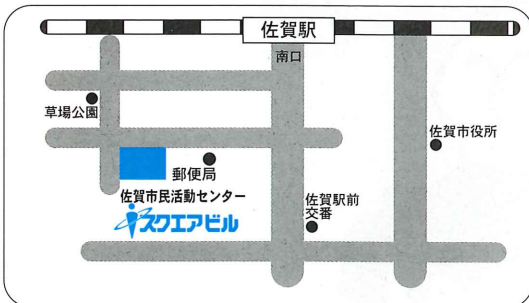
内 容 平成14年度市民活動支援事業の概要
市民活動プラザの利用について
市民活動協働事業の公募について（委託事業説明会）
質疑応答・意見交換

参加者 市民活動に興味のある市民や企業の方 100名

申し込み 電話、ファクス、E-mail、または直接市民活動センター4階の市民活動支援係に4月22日（月）までに申し込んでください。

☎ 40・7078 FAX 40・2050

E-mail somu@city.saga.saga.jp



余熱利用施設について

高木瀬町大字長瀬に建設している新焼却炉は、来年3月の完成に向け工事を行っています。エネルギーの有効利用を図るため、南側の道を隔てた場所に、新焼却炉の焼却熱を利用した余熱利用施設を建設します。

○余熱利用施設とは

余熱利用システムを活用する施設です。

余熱利用システムとは、焼却炉において焼却の際に出る約120度の高温水を、約80度で焼却炉に戻す循環式により熱量を活用するものです。

○施設の内容

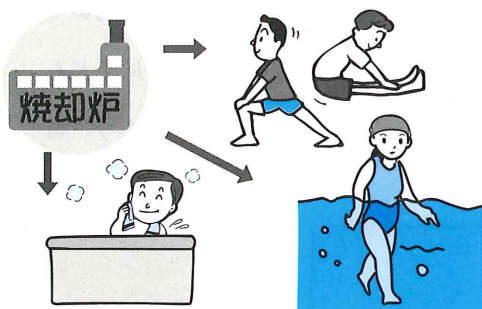
この施設は、平成16年4月オープンを目指して、余熱を有効利用した温水プールや入浴施設と共に、付帯施設として、ウォーキングコースや多目的グラウンドを併設します。

○施設の目的

佐賀市の健康づくりの現状は、食生活・運動習慣などに起因する生活習慣病の増加や医療費の増加などの問題のある中、「健康寿命の延伸」、「元気な高齢者の増加」が求められています。そのためには、まず、健康を増進し、発病を予防する「二次予防」を推進する必要があります。

「二次予防」には、水中ウォーキング、ウォーキング、トレーニングジムなどの運動が効果的なことから、余熱利用施設を「運動・スポーツによる健康づくりの拠点」と位置付け、「市民の健康づくり」のための施設として、また、子どもから高齢者まで楽しめる施設として整備することになっています。

ご意見・ご要望もお寄せください。



◎問い合わせ 環境課 新炉建設室

☎ 40・7204 FAX 26・5901

E-mail kankyo@city.saga.saga.jp

平成14年度

市税の納期がはじまります

※納期一覧表が裏面にあります。

納税通知書は

税 目	発送時期
固定資産・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産）	平成14年4月上旬
軽自動車税	平成14年5月上旬
市県民税（普通徴収）	平成14年6月上旬



納付方法は

◆納付書の利用による納付

納税通知書に添付の納付書を持参の上、利用できる金融機関（通知書に記載）の窓口にて、各納期限までに納付してください。なお、全期前納（第1期の納期限内に一括納付）をされる場合は、同じく通知書に添付の全期前納用の納付書をご利用ください。

◆口座振替の方法による納付

〔※市県民税（特別徴収・給与引去）の納付には利用できません〕

【すでに口座振替をお申し込みの方】 ※一度お申し込みいただくと自動的に継続されます。

振替日 **各納期限が振替日**となります。振替日の前日までに預貯金の残高をご確認ください。
全期前納の場合は、第1期の納期限が振替日です。
 振替方法の変更 **事前（変更期限は納税通知書に記載）**に、納税課まで、ご連絡ください。
 〔各期別の振替 ↔ 全期前納（一括振替）〕

【新たに口座振替を希望される方】

《お申し込みは簡単です！》

①預（貯）金通帳 ②通帳届出印 ③納税通知書を持参の上、口座をお持ちの金融機関（佐賀市内に本支店のある金融機関、郵便局）または市役所納税課の窓口でお申し込みください。

ただし、口座振替の開始まで、**お申し込みを受け付けてから約1カ月ほどかかります**。そのため、今月中（平成14年4月中）にお申し込みされた場合、市県民税・軽自動車税は今年度当初から振替を開始することができますが、**固定資産税は、第2期分以降からの口座振替となります**。（今月、お送りします固定資産税納税通知書に同封しているはがきでお申し込みされても、平成14年度全期、第1期の振替には間に合いません）

◎問い合わせ

◇佐賀市役所 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 ☎0952・24・3151（代表）

		担当課	窓口	電 話
税額に関することは	固定資産・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産）	資産税課	③③	☎40・7071～7073（直通）
	市県民税 軽自動車税	市民税課	③④ ③⑤	☎40・7060～7064（直通）
口座振替および納付に関することは		納税課	③⑥	☎40・7075～7076（直通）

平成14年度 佐賀市税 納期一覧表

納期 [納期限]	固定資産税	市県民税 (普通徴収)	軽自動車税
平成14年 4月	全・1期 [4月30日]		
5月			[5月31日]
6月		全・1期 [7月1日]	
7月	2期 [7月31日]		
8月		2期 [9月2日]	
9月	3期 [9月30日]		
10月		3期 [10月31日]	
11月	4期 [12月2日]		
12月		4期 [平成15年1月6日]	

《切り取ってお使いください》

- ◆原則として各納期月の末日が納期限です。月末日が土・日・祝日の場合は、翌営業日が納期限となります。
- ◆口座振替の方法による納付の場合、振替日は各納期限の日となります。振替日（納期限）の前日までに預（貯）金残高を確認してください。

Q&A

Q 納付書を紛失したのですが、どうすればいいですか？

A 納付書を再発行できますので、納税課までご連絡ください。

Q 振替納付に利用していた口座を変更したいのですが、どうすればいいですか？

A 新しく振替納付に利用したい口座のある金融機関の窓口で、振替納付のお申し込みをしてください。この場合、旧口座振替の停止手続きは必要ありません。なお、市外の方は、納税課にご連絡ください。必要な書類などを送付します。

Q 残高不足で振替されなかったときは？

A 『口座振替不能通知書兼納付書』を送付します。この納付書で、直接金融機関に納付してください。※再振替は行っていません。

6月1日から

佐賀市暴走族等追放条例を施行します！

～暴走族などを生み出さないまちづくりのために～

できることからはじめよう ～それぞれの責務があります～

市民、保護者、学校、地域関係団体、事業者、施設管理者、道路管理者

佐賀市暴走族等追放条例が、市議会で承認・制定されました。

この条例は、昨年7月に設置した「佐賀市暴走族の追放の促進に関する条例策定委員会」からの提言をもとに作成したものです。

その内容は、市民、保護者、地域などが果たすべき役割が中心となっています。

大きな特徴としては、特定の区域において暴走行為をあおる行為を行った者に対して、罰則規定を設けているところです。

佐賀市は、市民の皆さんにこの条例を広く周知してご協力を得ながら、暴走族などを生まない環境づくりを目指します。

◎問い合わせ

総務課交通安全対策係 ☎40・7021

条例で禁止します

暴走行為をあおる行為

声援・拍手・手振り・身振り・旗などを振る



第13条 不特定または多数の者が道路、公園、広場、駅その他公衆が出入りすることができる場所に集合した場合において、当該集合した者は、現に第2条第3号アに規定する暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り、身振りまたは旗、鉄パイプその他これに類するものを振ることにより、暴走行為をあおる行為をしてはならない。

罰金が科せられます



重点禁止区域において、暴走行為をあおる行為を行った者は、10万円以下の罰金(第20条)

健康維持・転倒予防！

募集します！

高齢者ボールエクササイズ

直径40～90cmのボールを使用し、弾み、転がるなどの特性を利用した立体的運動で、平衡感覚を刺激しながら関節運動、筋力維持を行います。

- ◇対象 市内在住の65歳以上の健康な高齢者
- ◇定員 30人
- ◇期間 5月9日から3カ月間 毎週木曜日
- ◇時間 13時～14時または14時30分～15時30分
- ◇場所 ほほえみ館および勤労者体育センター
- ◇参加費用 1月当たり500円
- ◇申込締切 4月30日(火) ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

◇問い合わせ・申し込み先

佐賀医科大学地域保健・老人看護学講座

☎34・2562 担当:水主いづみ

(受付時間) 9:00～17:00



リサちゃんの リサイクルレポート

絶対許せない!! 不法投棄



こんにちは、リサです。

あれー、これはなにになになに
なんなのよ? いったい、だれが
こんなとこに冷蔵庫をこんなに
たくさん捨てたのよ。まったく
許せないわー! 今回はリサイクル
じゃないけれどみんなの敵、「不
法投棄」のレポートです。



昨年4月に嘉瀬河川敷に不法投棄された
冷蔵庫 (投棄者は逮捕されました。)

不法投棄とは?

不法投棄とは、理由もなく、
道路や河川や他人の敷地にごみ
を捨てる行為のことです。

ペットボトルや缶、たばこの
吸いがらなどのいわゆる「ポイ
捨て」も不法投棄なんですよ。

罰則はあるの?

廃棄物処理法という法律にお

いて、「違反して廃棄物を捨てた
者は、5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金」と
定められています。

見つけたらどうする の?

警察か市の環
境課ごみ対策推
進室まで連絡し
てくださいね。



どんな対策をしてい るの?

職員が随時パトロールをし
たり、ごみステーションパトロー
ル員6名が3班に分かれて市内
全域を毎日、パトロールしてい
ます。また、引越しの多い3
月から4月や年末は監視を強化
しています。

とっても心強い皆さ んを紹介します

不法投棄は主に夜間や人けの
ないところで起こります。

市では、その行為自体を未然
に防ぐことを目指して、昨年8
月に「佐賀市郡タクシー協会」

「佐賀市個人タクシー協同組
合」「郵便局」「九州電力」「一般
廃棄物等処理業者」の皆さんの
ご協力をいただき、市内24時間
不法投棄監視体制をつくりまし
た。(市の公用車にも貼って、職
員も監視していますよ!)

その結果、8月以降、大規模
な不法投棄事件は起こっていま
せん。皆さん、ありがとうございます。



「ごみの不法投棄監視中ステッ
カー」の貼付と出発式 (H13.8.1)

「清く、正しく、美 しく」ですよ

「めんどくさいなあ」とか「ご
みを捨てるのにお金をかけるの
はもったいないなあ」といった
心の弱さと無責任な気持ちを持
ち強く強い心と、「ごみがあるか
ら自分も」といった気持ちにな
らないような美しい環境をつく
って、毎日をすがすがしく生活
しましょうよ。

それから、犬の散歩の時は、
ふんをそのままにしないってこ
とは当然のモラルよね。

し尿くみ取りのお知らせ

ゴールデンウィーク中のし尿くみ取
りの休みは次のとおりです。収集できな
い期間が長いので、ご注意ください。

・し尿くみ取り

4月28日(日)～5月6日(祝)

・浄化槽くみ取り

4月25日(木)～5月6日(祝)

※4月、5月は収集期間が
変更になることがあります。
ご了承ください。

◎問い合わせ

環境課環境総務係

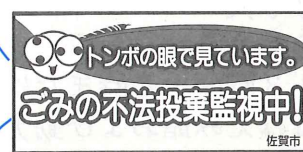
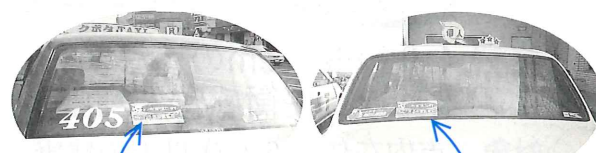
☎ 40・7200



それじゃ、またね。
◎問い合わせ 環境課ごみ対策
推進室 ☎ 40・7203



不法投棄防止に日夜ご協力いただいている皆さんの車



(このステッカーが目印)



バイクにもこのとおり

なんと、全部で1000台の車が市内を24時間監視中!

eガイド

～佐賀市環境報告書〔12年度実績〕～

“この数字な～んだ” 編

佐賀市のシンボル
“トンボくん”

みんなeガイドって知ってる？
これを読めば、佐賀市の
環境豆博士になれる本なんだ。
今回はその中から数字をぬきだして、
クイズにしちゃいました。
みんなチャレンジしてみてね！

佐賀市
出版社
2002

※数字はすべて12年度のものです。

①

1,236
グラムヒント！
あなたの家は何袋ですか

②

20億7千万
円ヒント！
お金払って物を買って
お金払って処分して

③

3 割

ヒント！
毎月2回の収集日

④

0.1
ナノグラムヒント！
現在高木瀬に建設中です

答えは裏面をみよう！

eガイドってなに？

佐賀市内の環境の状況や、市役所が環境のために行ったことを紹介した本。水・ごみ・大気などの各テーマを、グラフやイラストを用い分かりやすく説明しています。今回は、私たちと関わりの深い『車』をテーマに、自動車の排気ガスによる温暖化や大気汚染などについて特集しています。ご希望の方には無料でお渡ししていますので、ご活用ください。

内 容

- 佐賀市の目標（環境基本条例など）
- 〔特集〕自動車と環境問題
- ごみ（ごみ排出量、リサイクル、ごみ焼却など）
- 水（水質、下水道整備など）
- さがの自然（生物の役割、生物にやさしい工事例など）
- 環境にやさしい市役所づくり（ISO、グリーン購入など）

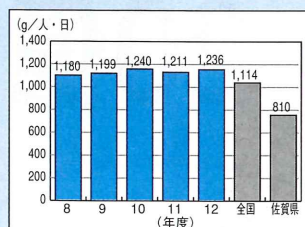


①

1,236グラム

A 佐賀市民1人が1日に出すごみの量

ここ数年、約1,200グラムで推移しています。佐賀県の平均が810グラム、全国平均が1,114グラム（ともに平成11年度）です。実はけっこう大きな数字なんです。

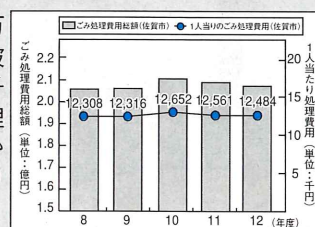


②

20億7千万円

A 佐賀市におけるごみ処理費用

ごみの収集に11億5千万円、中間処理（焼却、破碎、選別など）に7億8千万円、そして最終処分（埋立て）に1億4千万円かかりました。1人当たり12,484円になります。

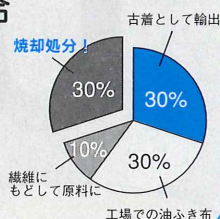


③

3割

A 資源物の布類のうち、最終的に焼却処分されている割合

質の高い衣料品が安く手に入るようになって、古着の需要が減っています。また、古布の中にぬいぐるみなどのリサイクルできないものも見受けられます。まず長く大事に使うことを心がけましょう。リサイクルはその後です。



④

0.1ナノグラム

A 新しく建設する焼却施設に適用されるダイオキシンの排出基準

今年の12月から、ダイオキシンの排出基準が、0.1ナノグラム（正確にはng-TEQ/m³N）と厳しくなります。そこで新しい焼却炉では、この基準をクリアするよう、ダイオキシンの発生を従来の1/800以下に抑制します。



この数字



な〜んだ？

まだまだつづくよ

PART II

みんなチャレンジ!!

⑤

0.06ppm

ヒント！
佐賀の空気はおいしいね

⑥

6%

ヒント！
このままどんどん暖かくなっちゃうんでしょか

⑦

ISO 14001

ヒント！
ISOはねじやフィルムの規格でも使われています

⑧

140cc

ヒント！
エンジンをかけっ放しだとこんなに〇〇が減るんです

⑨

59.69%

ヒント！
マンホールの下に広がる世界

⑩

56,779人

ヒント！
胸長着てヨッコラショ

⑪

63種類

ヒント！
あなたは何種類見たことがありますか

⑫

2,800万円

ヒント！
水路一面に広がる水草の正体やいかに

答えは裏面をみよう！

みんなどのくらい分かったかな？
知ってるようで知らない佐賀の環境。
eガイド本編はもっと詳しく載せているから、
ぜひ読んでみてね！

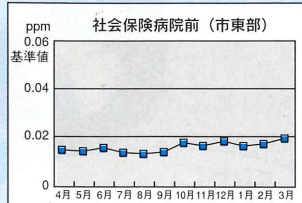


⑤

0.06ppm

A 大気中の二酸化窒素濃度の基準値

大気汚染の原因となる窒素酸化物の1種である二酸化窒素を、市内5カ所で測定しています。12年度はすべての箇所で、環境基準値（0.06ppm）を下回っていました。



⑥

6%

A 温室効果ガスの排出量の目標削減率

1997年京都市で地球温暖化防止会議が開かれました。この中で日本は、温室効果ガス排出量を90年比で6%減らすことを約束しました。しかし1998年では、90年と比べて減っているところか5%も増えてしまっています。特に家庭からの民生部門、自動車などからの運輸部門が大きく増えています。毎日の暮らしの中で省エネに努めましょう。

⑦

ISO14001

A ISO（国際標準化機構）で決められた環境のマネジメントに関する国際規格の番号。

市役所の活動による環境への影響を洗い出し、その改善のためのプログラムを作り、運用管理し、継続的に改善していくシステム。市では、H14年3月にISO14001の認証を取得しました。



⑧

140cc

A アイドリング時のガソリン消費量

駐車時にエンジンをかけっ放しにしておくと、乗用車では10分間で140ccものガソリンを使い、330gもの二酸化炭素を出します。自動車は地球温暖化の大きな原因です。15秒以上止まる場合は、エンジンを切りましょう。



⑨

59.69%

A 公共下水道の人口普及率

下水道を使っている人の全人口に占める割合。水の汚染の最大の原因は、生活排水といわれています。節水に努め、油などを流さないようご協力をお願いします。



⑩

56,779人

A 川を愛する週間における参加者総数

毎年、春と秋の「川を愛する週間」では、市民総出で川掃除を行っていただいています。この週間は皆様のご協力により、昭和56年からなんと20年以上にわたって続いているものです。



⑪

63種類

A 市内に生息するトンボの種類数

トンボは、きれいな水辺と林などの緑がセットになっている場所に生息します。そこで、水辺を愛する市民のシンボルにトンボを掲げて「トンボ王国・さが」づくりをすすめ、トンボ教室や写真コンクールを行っています。



⑫

2,800万円

A ボタンウキクサの除去にかかった費用

H11年、鍋島町水路に亜熱帯産のボタンウキクサが異常繁殖し、腐敗による水質悪化や生態系の破壊などを防ぐため除去しました。他にも放流されたブラックバスやカメなどが増え、もともといた生物が姿を消しています。放流は絶対にやめましょう。



問い合わせ

環境課 環境企画係（市役所5階）

TEL 40・7201 FAX 26・5901 kankyo@city.saga.saga.jp

安心を 未来へつなぐ 下水道

(平成13年度佐賀市下水道展標語応募作品特選 菅 保雄さん)

35地区70ヘクタールで新たに供用開始

平成14年3月31日から新たに35地区70㌥が公共下水道の供用開始地区に加わり、累計で1562㌥となり、佐賀市民の約61%（人口普及率）の方が下水道を利用できるようになりました。

平成14年3月31日公共下水道供用開始地区
若宮一丁目、若宮二丁目、神野西三丁目、神野西四丁目、神野東三丁目、神園三丁目、神園四丁目、神園五丁目、大財二丁目、大財北町、天神一丁目、成章町、卸本町、開成一丁目、開成二丁目、開成三丁目、開成四丁目、開成五丁目、開成六丁目、八戸溝二丁目、八戸溝三丁目、多布施三丁目、鍋島町大字八戸溝、鍋島町大字八戸、新栄西一丁目、新栄西二丁目、八戸一丁目、八戸二丁目、木原一丁目、木原二丁目、木原三丁目、南佐賀二丁目、新郷本町、新中町および高木瀬町大字東高木の各一部

平成14年3月31日供用開始地区
既供用開始地区(久保泉工業団地を除く)

下水道が供用開始 されると

- ☆台所や風呂などの汚水は、遅滞なく公共下水道に接続すること
 - ☆くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造すること
 - ☆浄化槽は機能を廃止し、下水道に接続すること
 - ☆家屋の新・増・改築のときには、下水道に接続すること
- 以上のことが義務づけられます。

工事は指定工事店で

家庭や事務所からの汚水を下水道に流すための排水設備工事は、必ず佐賀市公共下水道排水設備指定工事店へお申し込みください。

融資あつ旋・ 利子補給制度

供用開始から3年以内の改造工事の場合は、

- くみ取り便槽1か所または、浄化槽1基につき60万円以内
- トイレが2か所以上ある場合は、2か所目から上記金額に30万円加算（ただし、上限200万円）した金額で、市内金融機関への融資をあつ旋しています。

また、完済後は、利子の分をお返ししています。（供用開始から改造工事完了までの期間が1年以内の場合は利子補給率100%、2年以内は80%、3年以内は50%の利子補給となります）

ご注意ください

最近、公共下水道に接続されているご家庭の排水ますの点検清掃を、あたかも市役所の指示で実施しているかのように誤解させ、高額な費用を請求している業者が市内をまわっています。

市では、そのようなあつせんは行っていません。契約の際は、金額や内容を十分確認してください。

また、ますの管理は、月に一回程度台所排水ますの中に浮いている油分を使い古しのお玉などですくっていただく程度で十分です。

◎問い合わせ

下水道課 ☎40・7212

平成14年度の

65歳以上の方の介護保険料

平成14年度介護保険料の仮算定を行います。納入通知は、特別徴収の方には仮徴収額通知書を、普通徴収の方には暫定賦課額の通知書を、それぞれ4月上旬にお送りします。

平成14年度の65歳以上の方の段階別保険料（年額）

保険料段階	対 象 者	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	18,408円
第2段階	世帯全員の市町村民税が非課税の方	27,612円
第3段階	本人の市町村民税が非課税の方 (世帯に課税者がいる場合)	36,816円
第4段階	市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が250万円未満の方	46,020円
第5段階	市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が250万円以上の方	55,224円

平成14年度の介護保険料は
平成14年度の段階別の保険料年額は左表のとおりです。
介護保険料は平成14年4月1日現在の世帯における同年度の市町村民税の課税状況などにより算定します。
このため、平成14年度の介護保険料が確定するのは8月になります。
したがって、徴収方法により次のようになります。(下表)

■特別徴収（年金からの天引き）

4月・6月・8月に支給される年金からは、2月の年金から徴収される額と同額が仮徴収されます。
10月・12月・2月に支給される年金からは、8月に確定した平成14年度の年額介護保険料と仮徴収額との差額が徴収されます。

■普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは、平成13年度の市町村民税の課税状況で算定した額の月割額で保険料が暫定的に徴収されます。
8月から3月までは、確定した平成14年度の年額介護保険料と暫定賦課された保険料との差額が徴収されます。

確定後の平成14年度介護保険料の通知書は、8月に特別徴収、普通徴収ともに送付します。

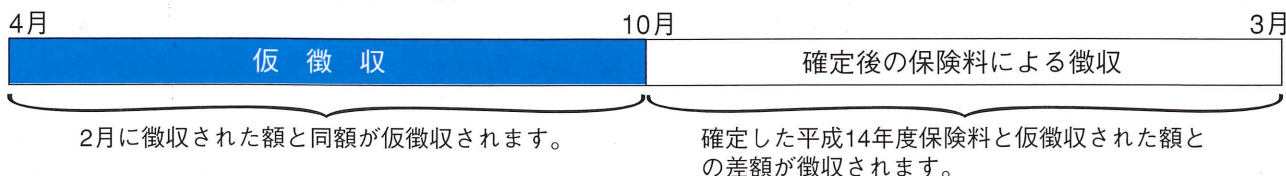
保険料の納め方は

今年の2月の年金支給時に介護保険料を特別徴収された方は引き続き特別徴収となり、年金支給時に天引きにより徴収されます。

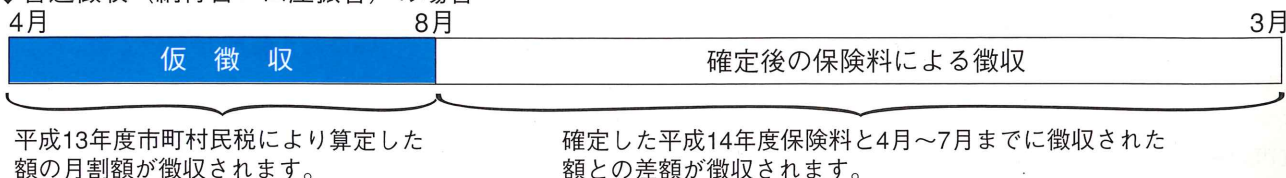
それ以外の方は、普通徴収となりますので、送付される納付書か口座振替により毎月納付していただくことになります。

新たに特別徴収となる方の年金からの天引きが開始されるのは10月の年金支給時からです。

◆特別徴収（年金からの天引き）の場合



◆普通徴収（納付書・口座振替）の場合



納付は納期限までに

納期限は左記のとおりです。

保険料は介護保険の大切な財源です。納期限までに忘れずに納付してください。

なお、保険料の滞納があると、滞納期間に応じて保険給付の際に、給付の制限を受ける場合があります。

また、保険料の徴収権は2年で時効消滅しますが、時効により未納となった保険料がある場合には、保険給付率が引き下げられる場合があります。

《平成14年度の保険料納期限》

	普通徴収	特別徴収		普通徴収	特別徴収
4月	4月30日	4月15日	10月	10月31日	10月15日
5月	5月31日	—	11月	12月 2日	—
6月	7月 1日	6月14日	12月	1月 6日	12月13日
7月	7月31日	—	1月	1月31日	—
8月	9月 2日	8月15日	2月	2月28日	2月14日
9月	9月30日	—	3月	3月31日	—

※特別徴収は年金支払日

《平成14年度介護保険料の納め方》

今年2月の年金支給時に介護保険料を特別徴収（天引き）されていますか。

いいえ

はい

平成14年4月1日に65歳以上で、年額18万円以上となる老齢・退職年金が4月に支給されていますか。

いいえ

はい

普通徴収です

納付書または口座振替で納付してください。

10月から特別徴収です

9月までは納付書または口座振替で納付してください。

特別徴収です

引き続き年金からの天引きとなります。

※遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は特別徴収の対象となりません。
また、年額18万円以上となる老齢・退職年金でも例外的に特別徴収の対象とならない年金があります。

※年金の支給が減額になったり、介護保険料額が変更になった方などは普通徴収（納付書・口座振替）となる場合があります。

平成14年4月2日以降に65歳になる方は

介護保険料の通知書と納付書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は普通徴収となりますので、金融機関窓口か口座振替により納付してください。

特別徴収（年金天引き）は、対象年金を受給されている場合でも、平成15年10月からになります。

介護保険料の支払は 口座振替が便利です！

金融機関へ出向く手間も省け、納め忘れもなくなります。手続きは納入通知書に同封されている専用の申し込みはがきに記入してポストに入れるだけで、とても簡単です。

おしらせ

「口座振替済通知書兼領収書」の送付回数を変更します！

介護保険料を口座振替で納めていただいている被保険者の方には、納期の翌月に、はがき形式の「口座振替済通知書兼領収書」を毎回お送りしていましたが、平成14年度からは、年に1回、年度終了後の4月に1年分を記載して送付します。

振替で納付されたかどうかについては、通帳に記帳して確認していただきますようお願いいたします。

振替で納付できなかったときには、毎月の振替後に「口座振替不能通知書」と納付書をお送りします。

◎問い合わせ

介護保険に関するお問い合わせは佐賀中部広域連合または社会福祉課長寿推進室まで

社会福祉課 長寿推進室

☎ 40・7253

佐賀中部広域連合

〒840-0811

佐賀市大財三丁目11番21号

☎ 0952・40・1111

FAX 0952・40・1165

フリーダイヤル

0120・65・2114

E-mail: rengo@chubu.saga.saga.jp

http://www.chubu.saga.saga.jp/

申請を受け付けます

『すこやかさがつつ子 育成事業費補助金』

平成14年度に、左記、①または②の補助対象事業を実施し、補助金の助成を希望される団体は、期限までに必要書類をご提出ください。

・実施事業

- ①すこやかさがつつ子育成事業
(地域内育成事業)
- ②すこやかさがつつ子育成事業
(地域間交流事業)

・事業目的

子育て支援の一環として、児童を対象とした自然体験や交流などを通して、健やかな児童の育成を図る。

・補助金名 「すこやかさがつつ子育成事業費補助金」

・助成対象 ①または②の事業の実施を目的として各校区単位に設立された団体(新規の団体含む)

・助成額

- ① 60万円／1校区
- ② 60万円／1校区

または80万円／1校区

・その他 事業実施や助成を受けるに当たり一定の条件などがあります。詳細については、生涯学習課にお尋ねください。なお、助成団体数に限りがありますので、希望団体が多数の場合は、助成を受けられない場合があります。

・提出期限 5月10日(金)

◎問い合わせ・申し込み 佐賀市教育委員会生涯学習課 ☎40・7366

め、平成14年9月14日(土)をもって終了いたします。

つきましては、平成14年9月15日(日)以降に操業を開始する設備については、課税免除は適用されませんので、ご了承ください。

製造業を営む 事業主の皆さんへ

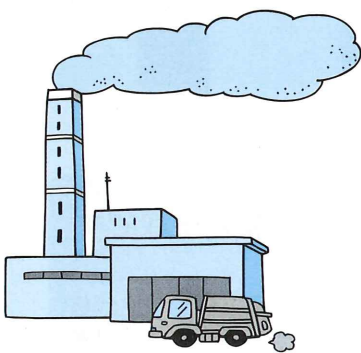
製造業を営む事業主で、平成14年9月14日(土)までに、工場及び生産設備の設置に2,500万円を超える投資をし、操業を開始される方は、その投資設備などに課される固定資産税の課税免除(3年間)を受けるための申請をすることができます。

申請をされる方は、商工振興課工業振興係備え付けの申請書

を、平成14年9月17日(火)までに同係へご提出ください。

また、申請書類の書き方、申請の要件など詳細については、同係(☎40・7101)へお問い合わせください。

なお、この固定資産税の課税免除の制度は、根拠である低開発地域工業開発促進法による地区指定の期限が到来するた



ハイ、こちら
消費生活相談窓口
です



総務課消費生活係
☎40・7087

販売目的を隠して訪問 する業者にご用心!

①「ガス代の節約になる工事をしています」と業者が来訪し、明日までは無料で工事ができるというので、家上げて話を聞いたら、結局現在のガスボイラーを灯油ボイラーに変えることを勧められた。約40万円もするので断っていたが、しつこく勧められ契約してしまった。

(20代主婦)

②「500円でエアコンの掃除をする」と電話で勧められたので依頼した。業者が掃除した後で、空気清浄機付の掃除機を勧められた。最初は月々3,000円のレンタルの話をされたが、後でクレジットを使った買取を勧められたので、レンタルと同じくらいの負担かと思って契約すると、実際は月々9,000円の60回払いになっていた。

(60代主婦)



最近事例のように販売の目的を隠して訪問する業者のトラブルが増えています。他にも、水道局からと勘違いするような話をして浄水器を勧める業者や、保健婦の訪問だと思って話をしていると産後の補正下着を勧められたというケースがあります。訪問販売をしようとするときは、業者名や商品(サービス)の種類を明示しなければならぬという「特定商取引法」で定められています。

しかし、事例のように守られていないケースが多くみられますので、消費者の皆さんも注意して対応しましょう。トラブルにあった場合は早めにご相談ください。

なお、事例のケースは当窓口から業者と交渉し、解約できました。

ユース倶楽部生徒募集

ユース倶楽部ではいろいろな講座で学びながらボランティア活動やレクリエーション活動を行います。友だちづくりをした人、みんなと一緒に何かをやりたいたい人、お待ちしています。

◇開講期間

平成14年5月下旬～12月

・クラス学習 毎週木曜日の19時～21時【計23回】

・合同学習 (ボランティア活動・レクリエーション) 主に平日の夜、日曜日、または祝日

【5回程度】

※授業の日時や回数については都合により若干変更することがあります。

《13年度の活動内容》

わくわくパーティー、ボウリング大会、クラス親睦会、夏のバスハイイク(熊本)、バーベキュー大会、秋のバスハイイク(湯布院)、ユースフェア(ユース倶楽部の文化祭)、ラストパーティー、ボランティア活動(市内の老人施設の訪問、市内の清掃活動、子供たちと調理実習、体育大会への参加)



バスハイイク
阿蘇ファームランド

子どもたちと調理実習

◇対象者

4月1日現在で、18歳以上35歳未満の方(高校生は除く)

※佐賀市在住の方を優先します。

◇場所 佐賀市青年の家

◇受講料 無料(ただし、年間8,000円程度の生徒会費、クラスによっては若干の教材費が必要です)

◇募集クラス

全クラスとも、初心者向けの基礎的な内容です。

・初級手話 20人

・初級韓国語 25人

あいさつから日常会話まで、やさしい手話を学びます。
・初級英会話 25人
海外旅行などで役立つ、実用的な英会話のレッスンです。



・初級韓国語 25人

実用的な韓国語を学びます。

・スポーツ 40人

バドミントンやミニバレーなどの軽スポーツでストレス解消、体力づくりをします。

◇申込方法

願書とアンケートにもれなくご記入の上、写真を貼付の上、青年の家に直接持参されるか、

郵送にてお申し込みください。
申し込み多数の場合は抽選となります。抽選結果は5月25日(土)までにお知らせします。

◇願書設置場所

佐賀市青年の家・市役所1階市民相談室・市立図書館・市立公民館

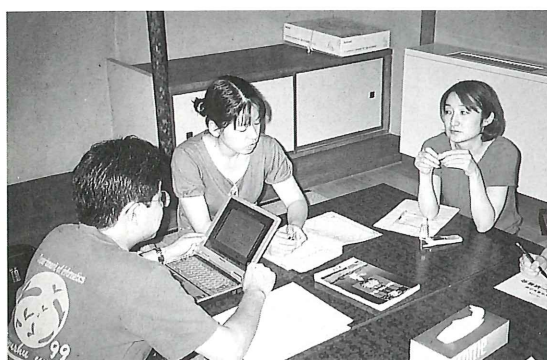
◇申込締切 5月9日(木)必着

ユース倶楽部

運営委員募集

ユース倶楽部のリーダーとなり、合同学習の企画・運営をやっていたく運営委員を募集します。とてもやりがいのある仕事です。積極的にチャレンジしてください。

詳細についてはユース倶楽部入学願書をご覧ください。



青年の家の利用案内

青年の家は、若者たちのさまざまな活動を支援するために、平日の夜間は、青年団体を対象として施設を開放しています。

アフターファイブに、青年の家を利用して仲間たちと趣味などの活動をやってみませんか?

◇利用できる施設

研修室・和室・音楽室・調理室・体育館

◇利用例

茶道・生花・編物・着付・料理・手話・絵画・コーラス・書道・勉強会・バドミントン・卓球・ソフトバレーなど

※主催事業などのために利用できない場合があります。

※詳しい利用方法については青年の家にお問い合わせください。

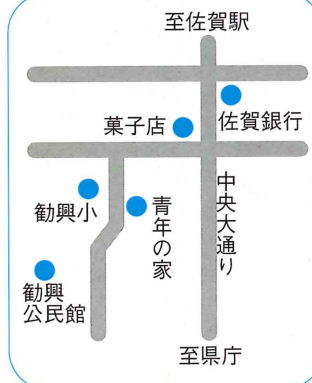
◎申し込み・問い合わせ

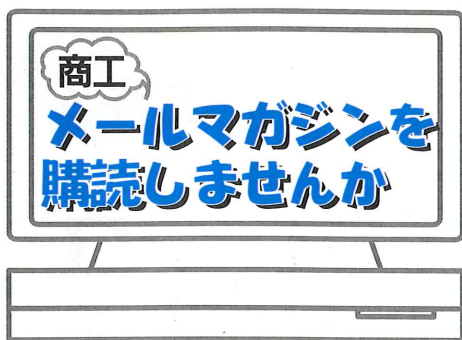
佐賀市青年の家

〒840-0814

佐賀市成章町1番7号

☎24・2331(月曜休館)





商工振興課では、市内で事業をされている方、市内の企業で総務や労務を担当されている方（もちろん希望される方はどんなでも結構です）などへ、商工振興、工業振興、金融や労働行政に関する情報をEメールで提供しています。これまでに「各種の相談のお知らせ」「仕事と育児・介護の両立支援のご案内」などの情報を提供してきました。

購読を希望される方は、Eメールアドレスの登録をお願いします。

します。現在約100件の登録がされており、さらに多くの皆さんの登録をお待ちしております。

登録先
shoko-mag@city.saga.saga.jp
へメールを送ってください。詳細については、
<http://www.city.saga.saga.jp>でもご覧になれます。

◎問い合わせ 商工振興課 金融・労政係 ☎40・7102



小さな新体操選手

女の子を持つお母さんの中には、あの凛とした背筋に憧れる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。佐賀女子高校の体育館では、かさがぎ新体操教室が開かれています。2時間のうち、前半は柔道や準備体操をみっちり行い、おやつタイムの後、「ミニハムず」や「愛の歌」などの曲に合わせて、

体やボール、リボンを使って「トライ・トライ・トライ」（ちよつと古い？）時々隣で高校生のお姉さんたちの練習風景を見ることがあり、とても刺激になるようです。

写真の教室は、毎週土曜日の14時～16時で、対象は、2歳～小学3年生までです。他にも、大和や三月町など、6教室で開かれていくそうです。一緒に楽しく新体操をする仲間が増えて



高木瀬西五丁目
松本 みゆきさん

くれたらいいなって思っています。

◎仁位さん ☎090・6290・1087

「市民*かんたん・ネット・セミナー」が

「第2回インターネット活用教育実践コンクール」において

『朝日新聞社賞』を受賞しました！



「市民*かんたん・ネット・セミナー」は、12年7月に城南中学校が始めた市民向けの初心者パソコン教室です。

小・中学校は、一般の市民が足を運びやすい環境にあるため、そこが「生涯学習社会にふさわしいコミュニティ施設」となることを狙いとしています。

今回のセミナーの特徴として、城南中学校の生徒が補助講師（JT）になったことがあげられます。生徒が先生役になることにより、異世代間の交流の場にもなりました。この取り組みについて、受講者からは「講義が堅苦しくなく和気あいあいとした」という声が寄せられました。教える生徒の方からも「頭では分かっているのに人に教

えるとなると戸惑った。」「次はもっと上手に教えられるように頑張りたい。」「先生の大変さがわかった。」「最後に『ありがとうございました』とお礼を言われてすごくうれしかった。などの声が聞かれ、教育的効果としても貴重な体験を得ることができたと思われます。

また、平成13年度には、実施校を城南中学校に加え、鍋島中学校と神野小学校に広げ、現在までに507名の方が修了されました。受講者の年齢も、6歳から70歳以上の方まで幅広く、職種も多様でした。

「開かれた学校」という当初の狙いは達成でき、継続していけば市民全体に行き渡り、ますます充実していくと思われます。

今後はJTの活動の場を他の開校校に広げ交流をすること、小学生JTの育成や小中交流へと拡充していくこと、市全域においてJTのネットワークを作るなどの展望を持ちながら取り組んでいきたいと思っています。

◎問い合わせ 教育総務課企画係 ☎40・7352

よかとこ
わがまち

広域圏
市町村紹介
その②
小城市



須賀神社 山挽き祇園

須賀神社は正和5(1316)

年、千葉氏によって祇園社として建立され、代々の領主・藩主の崇拝を受けました。現在は「祇園さん」と呼ばれて親しまれています。150段以上の急な石段を上ると、小城市を一望することが出来ます。

7月下旬には夏祭り「山挽き祇園」が行われます。3台の山

鉾が町を勇壮に練り歩き、藩政時代には「みごとみるには博多の祇園、人間みるには小城市の祇園」といわれた600年以上の伝統を持つ祭りです。

また、神社のすぐそばを流れる祇園川では、5月下旬から6月上旬にかけて、源氏ボタルの乱舞する幻想的な光景を見る事が出来ます。

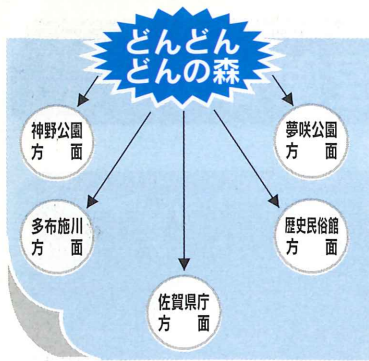
◎問い合わせ 小城市役場企画開発課 ☎73・4807

さがんウォーク参加者募集

日時 4月29日(祝)

10時～(受付9時30分～)

集合場所 どんどんなの森
内容 当日、自分の好きな方面を選んでスタートし、クイズを解きながら探検していきます。



【コース例】

神野公園方面の場合

スタート→どんどんなの森で神野公園方面のヒントを探す→ヒントを見つけたら内容をメモする→全部のヒントを見つけたら神野公園へ向け出発→現地に着いたらメモを見ながらクイズの隠し場所を探す→隠してあるクイズを見つけ、答えを解答用紙に記入する→時間になったらどんどんなの森に戻る→ゴール(12時30分)

探検中は「さが」のみどりに目を光らせてください。今まで知らなかった花やみどりを新発見するかも！

※小学3年生以下は保護者同伴

参加料 無料(おみやげあり)

申し込み 官

製はがきまたはFAX、E

メールに住

所・氏名・年

齢を明記し、

〒840-18

501 佐賀

市役所都市計

画課「さがんウォーク参加者募

集」係へ。

※当日は筆記用具持参の上、歩きやすい服装でご参加ください。

◎問い合わせ

都市計画課緑地公園係

☎40・7162

FAX 26・7376

Eメール

toshi@city.saga.saga.jp



4月、5月は森永昌樹さんの作品です。森永さんは1972

年小城市生まれ。長崎大学大学

院終了後、大韓民国国立慶北大

学芸術大学に留学。佐賀・長崎・

韓国を活動の拠点として、作品

を個展・グループ展に出品、精

力的に活躍されています。

今回の作品は布と紙をモチー

フとして虫をイメージしたユニ

ークなものです。立体感や造形

の妙をお楽しみください。

【主な作品展】

1992年 第4回日韓大学交

流展(長崎県立美術館)

1996年 個展(韓国/第1

モジックギャラリー)、99年まで

長崎で毎年開催

1997年 C&N展(韓国/

昌原大学展示ホール)、ピース

メッセージ(東京/ZEXEL)

1998年 波多野慎二・森永

昌樹展(東京/真木・田村画廊)

1999年 A I S展Ⅶ(佐賀

【作者のコメント】

実家が農家である私が、今まで見てきた「もの」を思い起こし描いてきたが、スケッチやエ

スキース(下絵)を描いていると、どこかで見た色や形が現

る。最近私の原風景として、

佐賀の小城市の森永家という、よ

り身近なテーマで作品を作るよ

うになった。特に農家であった

私は、土とか花とか農機具とか、

そういう色や形に囲まれていた

経緯がある。それを、今生きて

いる私が再現しながら、また未

来をも見据えて作りたいと思っ

ている。素材を色々試みている

が、今回は布や紙を用いて虫に

なった気持ちで自分の場をつ

くっている。

◎問い合わせ 環境課環境総務係

☎40・7200

佐賀市 25 歴史探検

高伝寺の大涅槃像

高伝寺は、鍋島直茂の父、清房により天文21(1552)年建立された曹洞宗寺院で、山号を恵日山といいます。それ以来、鍋島家の菩提寺として今日まで続いている由緒あるお寺です。

境内は、約33,000m²の広さで、本堂西側の墓所には歴代藩主や龍造寺氏の墓石が林立し、一大景観をなしています。

同寺は、本年で創建から数えて450年の歴史を有し、重要な歴史遺産や県指定・市指定の文化財も多数保管されています。

今回は、佐賀市指定文化財「大涅槃像」を中心に紹介します。

大涅槃像は、京都東福寺にあるものを模写したもので、宝永3(1706)年に完成したものといわれています。これは、紙本彩色で縦14.4m、横6.3mの巨大な画幅です。写真1にあるように、高伝寺で公開される際には、その大きさのため、一部は本堂畳上に広げざるをえません。

この大涅槃像が、佐賀県立博物館による全体写真撮影のため、県立総合体育館で写真2のように広げられたことがあります。壁際につるしての写真撮影も検討されたとのことですが、画幅の重量を考えますと、その保存に好ましくないとのことで、床に展開し、直上からの写真撮影が行われました。

高伝寺では、毎年4月19、20日に「釈迦堂御開扉」が行われ、釈迦堂や大涅槃像の公開が行われます。

高伝寺の歴史遺産を実見し、佐賀の歴史・文化の奥深さを感じてみませんか。



【写真1】佐賀市重要文化財 大涅槃像



【写真2】平成7年に県立総合体育館で行われた写真撮影



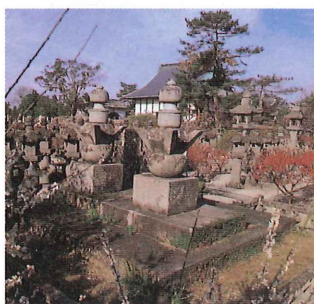
佐賀県重要文化財 高伝寺釈迦堂

一口メモ

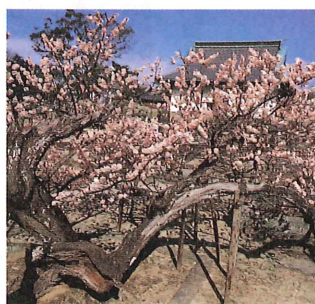
大涅槃像の詳細や写真撮影のことは「葉隠研究 第45号(葉隠研究会発行)」に詳しく紹介されていますので、ご一読ください。



高伝寺にある佐賀市指定の文化財



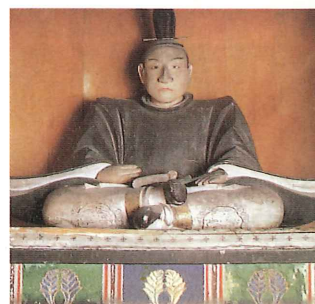
高伝寺墓所



高伝寺の梅



御位牌所



鍋島忠直坐像



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

“市の木・いちろう”、“市の花・さざんか”は、市制施行90周年記念行事の一つとして、市民からのご応募で選ばれたもので、昭和54年4月1日の記念式典で正式に制定されました。

人口	165,211人 (-256)	男	78,414人 (-204)	2月28日現在の人口
世帯	63,659 (-200)	女	86,797人 (-52)	()内は前月との差